

道路管理における自動運転車両の導入に向けた実証実験

実験車両協力者 公募要領

1. 背景・目的

国土交通省では、道路管理等の更なる高度化・効率化を進めていくため、自動運転車両を導入し、将来の無人化も見据えた検証に着手したところである。

本実証実験においては、将来的なレベル4(L4)無人自動運転による道路管理車両の実装を見据え、自動運転開発車両(L2++^{※1}相当)を用いて、自動運転車両を道路管理へ活用した場合の効果検証等を実施することとしており、参加者の公募を行う。

なお、本公募要領は、当該実験に使用する実験車両等の協力者(実験参加者)の公募に必要な内容を定めるものであり、当該実験に係る計画については、今後、実験参加者と国土交通省等との協議を踏まえて、具体化する。

※1:本公募における『レベル 2++ (L2++)』とは、SAE J3016 におけるレベル 2(部分運転自動化)を高度化した状態であって、常時ドライバーによる監視を前提としつつ、ハンズオフでの車線維持・車線変更・分合流等を含む連続した縦横方向制御が可能な運転支援システムを指す。

2. 実験内容等について

(1) 実験場所

国土交通省 関東地方整備局 管内を想定

(2) 実験概要

本実証実験は、将来的なレベル4(L4)無人自動運転による道路管理車両の実装を見据え、自動運転開発車両(L2++相当)を用いて、自動運転車両を道路管理へ活用した場合の効果検証等として、以下の①～②を行うこととする。

① 道路管理への自動運転車両の活用検討

- ・自動運転車両及び自動点検技術等を道路管理へ活用した場合の効果検証
 - 自動運転開発車両に様々な自動点検技術等を搭載し、国土交通省管理道路を走行し、道路管理の省人化、効率化等の効果を検証する。また、自動運転車両側のカメラ、センサー等のデータの道路管理への活用方策を検討する。
- ・自動運転車両導入に向けた車両調達要件の検討
 - 路面確認等のための前方車両との車間距離、速度調整機能、確認したい車線設定機能、道路管理に必要な機器（カメラ等）設置場所の確保等の要件を検討する。
- ・一定路線（管理路線）での L4 に向けた検討
 - 道路管理車両の L4 導入に向けた車両側及び道路側で検討・実施すべき内容、役割分担等を検討する。

② 車両データ連携検討

- ・実験参加者は、自動運転開発車両の走行データ（カメラデータ等）を取得することができる。加えて、実験参加者の希望があった場合において、国土交通省が保有する車両に走行データ（カメラデータ等）取得装置を設置し、データ取得することができる。なお、これらのデータは可能な範囲で国土交通省に共有する。
- ・実験参加者は取得した走行データの活用について、検証を行い、国土交通省にその結果を報告する。
- ・国土交通省と実験参加者は、データ活用・連携方策について検討を行う。

（3） 実験期間

実験は、検証・評価に必要な期間も含めて、令和9年度末までを想定している。詳細な実験開始時期や期間等については、関係者との協議を踏まえて決定する。

(4) 役割分担

国土交通省が自動運転開発車両を用いて実験を実施し、燃料等については、国土交通省が負担する。

実験参加者は以下を行う。

- ・自動運転開発車両を国土交通省へ貸与する。
- ・走行データ（カメラデータ等）取得装置を貸与し設置する。
- ・上記の車両、機器のメンテナンスを行う。

3. 実証実験への参加について

(1) 参加要件

実験参加者は、以下の①～⑩の条件をすべて満足すること。

- ① 日本国内に車両の研究開発拠点を有し、一般道でのL2++相当の車両開発者で、自動運転車両の開発実績（一般道での実走行実績、もしくは一般道での走行が可能と判断できる類似の実績）を有すること。
- ② 本実験の開始までに自動運転開発車両の準備（調達等）が可能であること。（自動運転開発車両の場合、車両制御（L2++相当）への活用を基本とすること。）
- ③ 本実験に協力可能な体制および車両の点検・整備等を速やかに実施できる体制を確保できること。
- ④ 本実験の協力に必要な費用を負担できること。
- ⑤ 本実験に必要な走行情報等データを無償で提供すること。
- ⑥ 自動運転開発車両に国土交通省が準備する道路管理の効率化のため機能を有したカメラ等を設置できること。
- ⑦ 本実験は自動運転開発車両で実施することを踏まえ、安全確保のために運転者が備えるべき要件（運転技能、システムへの理解、緊急時対応能力等）を整理し、運転者に対して適切な教育を行うこと。
- ⑧ 実験の検証・評価に協力すること。
- ⑨ 「民間企業」、「企業共同体」、「大学及び研究機関」であること。ただし、「大学及び研究機関」は、民間企業と自動運転開発車両を共同開発している場合に限る。
- ⑩ 日本語でのコミュニケーションを容易に行うことができること。

- ⑪ 法人等（応募する個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

実験参加者が無償で提供するデータは、自動運転車両の車両挙動の評価に必要となる以下のデータを想定しているが、別途協議のうえ決定するものとする。これらのデータは、自動運転車両の道路管理への活用検討などに使用することを想定している。

- ・自動運転車両の車両挙動に係るデータ（位置、上下加速度、ABS、横ブレ等を想定）
- ・自動運転車両走行時の外部環境に係るデータ
- ・自動運転車両に設置したカメラ等より得られるデータ（天候、路面状況等）

（2） 提出書類（申請書）

別添「道路管理における自動運転車両の導入に向けた実証実験 実験車両協力者 参加申請書」に必要事項を記載して提出する。

企業共同体での申請の場合は代表者を定め、代表者が申請書を提出すること。

（3） 提出方法

申請者は、国土交通省道路局道路交通管理課高度道路交通システム（ITS）推進室に実験の内容や申請書類の作成方法等について予め相談（別紙：事前相談先を参照）のうえ、申請書類一式を「（5）提出先」のメールアドレスに申請書類一式を提出すること。

※提出後に内容についての確認、またはヒアリングを行う場合がある。

(4) 受付期間

令和8年7月31日(金)～令和8年8月28日(金) 12時

(5) 提出先

道路局 ITS 推進室 : hqt-its2020-dk@gxb.mlit.go.jp

4. 実証実験の採択について

(1) 採択方法

国土交通省において申請書を確認し、採択を行う。

(2) 採択結果の連絡及び計画書の提出

採択結果は、申請者あてに連絡を行い、国土交通省のホームページ等において公表予定。国土交通省と公募採択者において、実証実験に関する協定を締結することを予定している。なお、必要な場合は関係機関を含む場合もある。

実証実験の開始に先立って実施内容が詳細に記述された計画書を、国土交通省道路局道路交通管理課高度道路交通システム(ITS)推進室に提出すること。

(3) 実験結果の報告等

実験結果に関する報告書や関連資料等について、別途指定する期日までに国土交通省道路局道路交通管理課高度道路交通システム(ITS)推進室に提出する。

なお、提出された報告書等は国土交通省に帰属するものとし、その後の道路施策の推進のために使用することがある。また、実施結果について日本道路会議などの講演会等での発表、HP等で公表する場合がある。

5. 留意事項

申請書を提出する場合は本公募要領に記載の事項に合意したものとし、採択後、公募要領の内容が遵守されない場合や申請書に事実と異なる記載が確認された場合、そのほか不誠実な対応等があった場合は、採択を取り消しとする場合がある。

また、実験を実施する際は、国土交通省、警察庁等の関係行政機関と十分な調整を実施し、一般道の道路利用者へ影響を極力与えないように努めること。また、交通規制や道路の使用許可を要する場合については、警察とあらかじめ十分な調整をすること。

(別紙)

事前相談先

担当部署：国土交通省道路局道路交通管理課高度道路交通システム（ITS）推進室
住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 霞ヶ関合同庁舎 3 号館
担当者：大嶋、伊藤、猪爪、宇津
対応時間：平日 9:30-17:30
電話番号：03-5253-8484